

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和4年那智勝浦町議会第4回定例会)

令和4年12月7日
9時30分 開 議
於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第13号 専決処分(令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算(第3号))した事件の承認について	6
日程第5	議案第68号 那智勝浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	10
日程第6	議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	10
日程第7	議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	10
日程第8	議案第71号 那智勝浦町職員の高齢者部分休業に関する条例	10
日程第9	議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	18
日程第10	議案第73号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例	21
日程第11	議案第74号 令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算(第4号)	24
日程第12	議案第75号 令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)	32
日程第13	議案第76号 令和4年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第2号)	34
日程第14	議案第77号 令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)	35
日程第15	議案第78号 令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号)	36
日程第16	議案第79号 令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第2号)	38
日程第17	諮問第3号 人権擁護委員の推薦について	42
日程第18	請願、陳情の委員会付託について	43

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子

11番 森本隆夫

12番 亀井二三男

3. 会議録署名議員の氏名

1番 城本和男

11番 森本隆夫

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長 堀 順一郎

副町長 瀧本雄之

教育長 岡田秀洋

消防長 湯川辰也

参事・総務課長 塩崎圭祐

教育次長 田中逸雄

会計管理者 三隅祐治

病院事務長 下 康之

税務課副課長 寺地規喜

住民課長 在仲靖二

福祉課副課長 仲 紀彦

観光企画課長 吉中秀郎

農林水産課長 西 眞宏

建設課長 楠本 定

水道課長 村上 茂

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 寺本尚史

事務局主査 北郡克至

事務局副主査 米地祐太郎

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） 報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行き、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、換気の必要性から議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、議長席と発言席においてはマスクを外しての発言を可とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和4年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1番城本和男君、11番森本隆夫君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

10番中岩君。

○議会運営委員長（中岩和子君） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について報告をさせていただきます。

去る12月2日、委員会を開催いたしました。

本定例会に付議すべき事件は、報告1件、議案12件、諮問1件の合計14件となっております。

会期は、本日12月7日から12月15日までの9日間を予定しております。本会議は4日、委員会3日、純休会2日となります。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案については予定がないようでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月15日までの9日間にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から12月15日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おはようございます。

本日、令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される議案の説明に先立ちまして、町政報告を行わせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係について御報告をいたします。

本格的な冬の到来を迎え、インフルエンザとの同時流行や第8波の流行が懸念されてございます。現在、高齢者の方々を中心にオミクロン株対応のワクチン集団接種を実施してございますが、未接種の方におかれましては接種をいただきますようお願い申し上げます。また、ワクチン接種後でも感染、発症する場合がございます。これから人の往来が多くなる年末年始を迎えますが、町民の皆様方におかれましては、御自身や大切な方を守るため、改めてマスクの着用や3密の回避等、基本的な感染予防対策の徹底をお願いをいたします。

次に、観光関係の報告でございます。

コロナ禍により大きな影響を受けておりました観光集客につきましては、4月以降、感染拡大がありながらも行動制限が発出されず、増加傾向にございます。7月から9月にかけて実施しました宿泊クーポン助成におきまして1万人を超えるお客様に御宿泊をいただき、また10月からは過去のGo To Travelに代わる全国旅行支援が始まり、さらに政府がコロナ禍での水際対策を緩和したことによって海外からのお客様も目に見えて増加してございます。今後も閑散期となる年明け1月より宿泊クーポン助成の再開など、引き続き多くのお客様にお越しいただけるよう誘客に努めてまいります。

次に、ロケットの打ち上げにつきましてでございます。

議員の皆様方には既に御承知のことでございますが、本年12月の初号機打ち上げを予定して

おりましたが、コロナ禍による物流停滞等の理由によりまして、来年2月末に再度延期となりました。延期については非常に残念ではございますが、初号機の打ち上げに万全を期していただくための時間と考え、受入れ態勢等準備を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、11月に実施をいたしました勝浦湾での花火の打ち上げについてでございます。

第1回を11月13日日曜日に、第2回は雨天となる関係で延期をし、22日火曜日に実施をいたしました。両日とも多くの方々にお越しをいただき、御覧になった方からは大変好評の声をいただいております。勝浦湾という商店街の近くで開催ということで、コロナ禍でも町なかを元気づけるものになったのではないかなと考えているところでございます。

続いて、全国棚田サミットでございます。

10月1日、2日に滋賀県高島市において、第27回全国棚田サミットが開催され、参加をしてみまいりました。第28回全国棚田サミットにつきましては、来年11月18日、19日に那智勝浦町での開催となります。那智勝浦町内には多くの棚田がございます。特に色川地区において、移住してこられた方を中心に、休耕田となっていた棚田を復活、保全をし、後世に受け継いでいただいております。本サミットでは、特に、小阪地区のすばらしい取組を全国に発信をし、全国各地の棚田保全団体と情報交換するとともに、お越しいただいた方々に那智勝浦町の魅力を御堪能いただき、再度訪問していただけるような大会にしてみまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案してございます議件は14件でございます。その内訳は、専決処分報告が1件、条例の一部改正が4件、条例の制定が2件、令和4年度補正予算6件、人権擁護委員の推薦1件でございます。

報告第13号につきましては、令和4年度一般会計において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援として非課税世帯と家計急変世帯に対し、1世帯につき5万円を給付する生活支援臨時特別給付金事業に係る補正予算を専決したことについての議会の承認を求めるものでございます。

議案第68号から議案第71号までの4つの議案につきましては、地方公務員法の改正によりまして、定年年齢を令和5年度から段階的に65歳に引き上げられることになったことから、関係条例の整備を行うものでございます。

議案第68号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、定年に関する事項や管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年に関する事項、定年前再任用短時間勤務制や暫定再任用、定年に関する経過措置などについて整備をするものでございます。

議案第69号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、定年が延長される職員や定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の給与の規定などについて整備するものでございます。

議案第70号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、職員の再任用に関する条例の廃止や分限の手続、懲戒の手続、育児休業など5

つの条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

議案第71号職員の高齢者部分休業に関する条例につきましては、60歳を超えた職員を対象に、家庭の諸事情への対応など、部分的に勤務しないことがやむを得ず、公務に支障がないと認められた場合に限り、1週間の勤務時間の半分を超えない範囲内で休業できる制度を導入するものでございます。

議案第72号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、一般職の職員と再任用職員、任期付職員の俸給表と、職員と再任用職員の勤勉手当、任期付職員の期末手当の支給割合の改正に加え、人事院勧告とは別に処遇の改善といたしまして、会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正をするものでございます。

議案第73号税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴い、当町関係条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

議案第74号は、令和4年度一般会計補正予算であり、主なものといたしましては、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の調整と、出産・子育て応援交付金事業費や、ふるさと納税事業費、紀伊勝浦駅構内連絡橋修繕工事などの増額の補正をお願いするもので、歳入歳出それぞれ4,239万1,000円を追加をし、予算総額を106億1,549万6,000円とするものでございます。

議案第75号から議案第78号につきましては、国民健康保険事業費特別会計、下水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計の補正予算であり、主に人事院勧告や人事異動に伴う人件費の調整について補正をお願いするものでございます。

議案第79号は、病院事業会計に係る補正予算であり、新型コロナウイルス感染症病床の減床による病床確保事業補助金の減額と、それに伴う一般患者の入院収益の増額、新規開設予定の訪問看護ステーションの運営経費について補正をお願いするものでございます。

諮問第3号人権擁護委員の推薦についてにつきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに委員を推薦いたしたく、議会の同意を求めます。

以上が本議会に提案をいたしました14件の概要でございます。その詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議をいただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第13号 専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第13号専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長 仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 報告第13号について御説明申し上げます。

報告第13号専決処分（令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））した事件の承認について、次のページに専決処分書をつけてございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月13日に専決処分を行いました。

次の1ページをお願いいたします。

令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,849万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,310万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款15国庫支出金の補正でございます。歳入合計は、補正前の額103億9,461万4,000円に補正額1億7,849万1,000円を増額し、計105億7,310万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費の補正でございます。歳出合計は、補正前の額、補正額、計ともに歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、このページの歳入、次のページの歳出、それぞれ1億7,849万1,000円を増額補正でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳は、全額国県支出金でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節9生活支援臨時特別事業費補助金1億7,849万1,000円は、国の事業であります、説明欄記載の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の事業費全額分を受け入れるものでございます。当該給付金は、住民税非課税、均等割非課税世帯や家計に急変のあった世帯を支援するための新たな給付金でございます。給付金は1世帯当たり5万円で、非課税世帯への案内を11月28日に送付させていただいております。また、家計急変世帯につきましては随時申請をいただくこととなります。支給世帯数ですけれども、非課税世帯を3,300世帯、家計急変世帯を200世帯、合計で3,500世帯を見込んでございます。速やかな支給を目指し専決処分をさせていただきました。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目12生活支援臨時特別給付金事業費、補正額1億7,849万1,000円でございます。節3職員手当等18万7,000円から節12委託料123万2,000円は、給付金事業に係る事務費、システム改修業務委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金1億7,500万円は、説明欄記載の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で、1世帯当たり

5万円、3,500世帯分でございます。

8ページ以降は給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） ごめんなさい。早くてなかなかよう聞き取れななんでもんで申し訳ない。

今、那智勝浦町8,000世帯ぐらいあるんですかね、今現在。ほんで、この3,500世帯に5万円の給付ということになるんですか。ちょっと確認ですけど。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） すいません。ちょっと説明が早くて申し訳ございませんでした。

非課税世帯、1世帯5万円ということで、この事業につきましては、価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯ということで1世帯5万円を給付する新たな給付金でございます。

現状、この給付金につきましては、以前からいろいろ給付金、10万円の給付金とかしてございます。そういった関係で、対象となるのは一緒なんですけども、非課税世帯、一応3,300世帯、あと家計急変世帯、これは非課税世帯ではないんですけども、家計に急変があった世帯ということで、そちらは一応200世帯を見込んでます。合計で3,500世帯へ5万円ということで一応予算上、計画してございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） ほんで、この3,300世帯と、あと200世帯、見てあるんですね。この審査というのは、那智勝浦町独自で調査しやるんですかね。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

非課税世帯ということで、今年度の税務課のほうで資料をいただきまして、非課税世帯というのはつかめておりますんで、こちらからも案内書、こちらから分かった世帯へ送らせてもろうてます。その中に確認書というのが入ってあるんですけども、振込口座であるとか、そういった氏名を書いてもらうとことかあるんですけども、それを書いていただいて、また返送いただくということで、それで振込のほうをさせていただく予定です。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 仲君、家計急変世帯のほうも一緒に。独自で決めるんかというの。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 失礼しました。

家計急変世帯についてなんですけども、こちらは申告いただくことになります。令和4年1月から12月までに、コロナ禍の影響等で収入が減ったということで、そういった方、一月の給料明細を見せてもらうんですね。それを12月かけまして、それが非課税相当、税上は非課税相当になれば家計急変世帯になるということになります。

これにつきましては、既に10万円の給付金事業というのをしていますんで、それと条件が一緒

になってきますので、こちらでつかんでる分もございます。そういった方については、こちらから案内させていただこうと思っております。それ以外、新たに対象になってきた方というのは、また申請いただくということになります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） こういう経済状況で困ってあるんやさか、権利があるのにもらえないという漏れのないように十分精査して行っていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） すいません。1点だけ。これ受付は11月28日に送付というて、いつまで受付。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

先ほどちょっとお話しさせていただいたんですけども、非課税世帯というのはこちらでつかめておりますので、11月28日に送付させていただいています。一応、家計急変世帯も含めてなんですけども、申請期限のほうは令和5年1月31日ということにさせていただいております。

ただ、これは余談になるんですけど、事情等で申請できない方もおられると思えます。例えば入院されてたりとかして、独居の方であるとか、そういった方につきましては、こちら可能な限り受付等は柔軟に対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第13号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 68 号 那智勝浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 69 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 70 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第 8 議案第 71 号 那智勝浦町職員の高齢者部分休業に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第 5、議案第 68 号那智勝浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 69 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 70 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び日程第 8、議案第 71 号那智勝浦町職員の高齢者部分休業に関する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第 68 号那智勝浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 69 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 70 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第 71 号那智勝浦町職員の高齢者部分休業に関する条例の 4 件について御説明申し上げます。

令和 3 年 6 月 11 日付で国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の定年が令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ、65 歳まで段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業、生活設計の支援などを図るため、管理監督職務上限年齢制、いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務制など、新たに設けられることとなりました。地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずるため、同日付で地方公務員法の一部改正する法律が公布されたことから、本町においても定年の引上げとともに、管理監督職務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入などを講じる必要があるものでございます。

それでは、議案第 68 号那智勝浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書に添付してございます関係資料のほうを御覧願います。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（概要）と題したものでございます。

1. 定年の段階的な引上げについてでございます。

職員の定年年齢を 60 歳から 65 歳で段階的に引き上げます。令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度に 65 歳といたします。下の表のとおり、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 38 年 4 月 1 日生まれの職員については、令和 4 年度末で従前どおり 60 歳で定年となりますが、2 行目の昭和 38 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日生まれの職員につきましては、令和 6 年度末、61 歳で定年となります。一番下の昭和 42 年 4 月 2 日から昭和 43 年 4 月 1 日生まれの職員につきましては、令和 14 年度末、65 歳で定年となるものでございます。

表の網かけ部分で定年の表示以降にございます暫再と表示しております部分につきましては、後ほど説明いたします暫定再任用制度を示してございます。

また、定年の表示以前にあります給7割と表記しております部分につきましては、この後説明いたします議案第69号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、60歳に達した日以降における最初の4月1日以降、その者の受ける給料月額7割に設定することとなりますので、その旨を表示したものでございます。

続きまして、2. 管理監督職勤務上限年齢制の導入についてでございます。

定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するために、管理監督職勤務上限年齢制（以下、「役職定年制」）を導入いたします。管理監督職勤務上限年齢に達しているものは、従来の定年に達した日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の職への降任または転任させるものでございます。管理監督職の範囲は管理職手当の支給対象の職とし、管理監督職勤務上限年齢は従来の定年年齢といたします。職務執行上の事情や後任等に伴う欠員補充の困難性がある場合等において、役職定年制による他の職への降任または転任を行わない特例を設定するものでございます。

また、後ほど説明いたします給与条例により、60歳に達した日以降における最初の4月1日以降、その者の受ける給料月額7割に設定することとなるものでございます。

3. 暫定再任用制度・定年前再任用短時間勤務制度の導入についてでございます。

現行の再任用制度を廃止し、定年引上げ期間中も65歳までの継続雇用を行うための制度を措置いたします。

1つ目は、暫定再任用制度でございます。既存の再任用職員や定年退職を経た職員を65歳まで任用する制度として、暫定再任用制度を導入いたします。任期は1年で、勤務時間や給与等は現行の再任用制度と同様とするものでございます。

2つ目は、定年前再任用短時間勤務制度でございます。60歳に達した日以降、定年前に退職した職員を本人希望により短時間勤務の職に再任用することができる制度でございます。任期は当該職員の定年退職日までとなります。

4. 情報提供・意思確認についてでございます。

当分の間、職員が従来の定年に達する日の前年度までに、従来の定年に達する日以降の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するとともに、従来の定年退職日以降の勤務の意思確認に努めるものでございます。

次のページからは、改正文に係る改正内容について、四角の枠内にその内容を記載したものでございます。説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第69号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書に添付してございます関係資料のほうを御覧願います。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（概要）と題したものでございます。

この改正につきましては、職員の定年引上げによる60歳を超える職員の給与に関する規定等

を整備するものでございます。

1. 職員の給与に関する措置でございます。

当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日以降における最初の4月1日以降、その者の受ける給料月額の7割に設定するものでございます。会計年度任用職員、任期付職員、町立温泉病院の医師及び特例任用の職として異動期間を延長している職員等を除きます。

管理監督職勤務上限年齢制により管理職以外の職へ異動した職員であって、7割措置による減額後の特定日の給料月額が異動日前の7割に達しない職員は、当分の間、その差額が給料月額として加算されるものでございます。

2. でございます。暫定再任用職員・定年前再任用短時間勤務職員の規定を整備いたします。

再任用職員（再任用短時間勤務職員）に係る規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定に置き換えるものでございます。

暫定再任用職員の勤務時間、休暇、給料月額及び諸手当は現行の再任用職員と同様とし、給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員の給料表を適用するものでございます。

3. でございます。職の新設でございます。

行政職、消防職及び福祉職の60歳以上の管理監督職勤務上限年齢制による非管理職への降任先で、主幹の補佐や助言、部下職員のサポートや指導する職として副主幹という役職を新設するものでございます。60歳以上の職員が新たに副主幹の役職職員に就くものでございます。

以上、これらの3つの項目について、職員の定年引上げによる60歳を超える職員の給与に関する規定等を整備するものでございます。

なお、附則といたしまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次のページからは、改正条文に係るその主立った内容を記載してございます。説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、議案第70号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

こちらが議案書の関係資料のほうを御覧願います。（概要）と付しているものでございます。

1. でございます。第1条では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について一部改正いたします。人事行政の運営の状況に関し、その報告対象としている再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

2. でございます。第2条で、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について一部改正をいたします。分限処分として降給の種類に、管理監督職勤務上限年齢制による管理監督職以外の職への転任に係る降給等を新設するものでございます。また、降格の事由に係る規定として、管理監督職勤務上限年齢制による管理監督職以外の職への降任のほか、人事評価等による勤務実績がよくない状況で改善されない場合等を新設いたします。こちらは定年制度とは関係なく、人事評価制度において、県からの指導により新たに追加するものでございます。

3. でございます。第3条では、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例についての一部改正でございます。減給処分は減給処分発令時の給料月額 $\frac{1}{10}$ 以下を減ずることとなっておりますが、処分の適用される期間中に定年延長により7割水準に減額のあった場合には、7割水準に減額後の給料月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を減ずると改めるものでございます。

4. でございます。第4条は、職員の育児休業等に関する条例についての一部改正でございます。育児休業及び育児短時間勤務ができない職員に、今回制定いたします特例任用により、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものでございます。

5. でございます。第5条は、那智勝浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についての一部改正でございます。公益的法人等への派遣及び特定法人への退職派遣の対象から除く職員に、今回設定いたします特例任用により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものでございます。

6. でございます。第6条では、職員の再任用に関する条例を廃止いたします。職員の定年の引上げ及び定年前再任用短時間勤務制に関する規定の追加に伴い、従来の再任用制度を廃止するものでございます。

以上、これら6つの項目について、職員の定年の引上げ及び定年前再任用短時間勤務制、管理監督職勤務上限年齢制の導入等により関係条例を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次のページからは、改正条文に係るその主立った内容を記載してございます。説明のほうは割愛させていただきます。

続きまして、議案第71号那智勝浦町職員の高齢者部分休業に関する条例について御説明申し上げます。

議案書のほうの関係資料のほうを御覧願います。

まず、制定概要についてでございます。

職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の健康状態や家庭の諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業制度の導入に関し必要な事項を定めるものでございます。

改正内容につきまして、1つ飛びまして第2条では、任命権者は、職員が申請した場合において、公務に支障がないと認めるときは承認することができ、その承認は職員の1週間当たりの通常の勤務時間の $\frac{2}{10}$ を超えない範囲内で行い、高齢者部分休業を取得できる職員の年齢を60歳からとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条でございます。第3条は、職員が高齢者部分休業の承認を得て勤務しない場合の給与の減額について規定してございます。

第4条でございます。休業している職員の業務を処理することが著しく困難となり、この状態を継続することが難しくなった場合には、任命権者は当該職員の同意を得た上で、休業の承認の取消し、または休業時間の短縮をすることができる旨を規定してございます。

第5条は、既に高齢者部分休業している職員から延長の申請があり、公務に支障がないと認めるときは、任命権者は延長を承認できることを定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、4つの条例関係について御説明申し上げましたが、今回の条例改正等により職員の定年が令和5年度から2年に1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げられるとともに、60歳の4月以降、役職定年制となり管理職手当の支給対象にある職員は副主幹の役職に降格となり、給料については7割に減額となるものでございます。

また、60歳を超える職員においては、健康上、人生設計上の理由等により多様な働き方を可能とすることへのニーズに対応し、退職の上、再任用で短時間勤務につくことができるよう定年前再任用短時間勤務制を設けるとともに、定年引上げが完成するまでの間においては、これまで再任用の対象となっていた職員に相当する職員について、これまでと同様の再任用と対象となるよう経過措置として暫定再任用制度を設けてございます。

加えまして、加齢による健康や諸事情等へ対応し、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することができる高齢者部分休業制度を導入するものでございます。

説明につきましては以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議案第68号、議案第69号、議案第70号及び議案第71号について一括して質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） すいません。これ上位法の改正でということに分かるんですけど、60歳から65歳まで段階的にこれでしてますよね。この段階的というのは、全国これ一律なんですか。町独自なものか、全国一律で、上位法で一律なんか。

ほんで、この段階的にする意味が何ぞあるから段階的にしたんでしょうから、その段階的にする理由があれば、分かれば説明してください。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

まず、この制度自体が一律か、一律に段階的なものかというところでございますが、こちらにつきましては地方公務員法の改正に伴うものでございますので、全国一律になろうかというふうに考えてございます。

あとは、こちら段階的にする意味はというところでございますが、一度に65歳に上げますと、その期間、対象者が出ないというような経過もございまして、段階的に引き上げることで、その間、2年に1度の退職ということで、その5年間、採用がないというわけではない形にはなろうかと思っておりますので、そういう意味で段階的にされたものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） すいません、確認なんですけど、その採用、新職員の採用に当たっての都合

上、この段階的についでいうことでよろしいですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

60歳から65歳と5歳一度に単年で変わってしまうという激変の緩和というところもござい  
ます。そのあたりでの段階的な引上げという形になったものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 今回、定年延長に関する条例の整備ということなんですけども、この職員  
の分限に関する条例、分限に関する条例の部分があります。これは、これまでされてなかった  
の、人事評価の関係の条例なんですけど、これまでできていなかったのかどうか。県からの指  
導によるものなんですけど、本来だったら前にしておくべきものなのかどうか。

それと、今この職員に関する重要なことがここへ入ってきて、これだけはちょっと異質なん  
ですけども、この人事評価制度の運用状況ですね、これがどのようになされているのかどう  
か、お伺いをいたします。

それと、この人事評価に関するこの規定がなかったということで、降格、降号っていうん  
でつかね、これまでなかったということなんです。それだけちょっと確認させていただきたい  
と思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整  
備に関する条例の中での御質問でございます。

この中で、人事評価に係るところでございます。今回、定年延長とは別に設けた部分と申し  
ますのは、降格に係る事由といたしまして、人事評価制度によるところの勤務実績がよくない  
状態が改善されない場合等を新設したというところについての御質問でございます。

こちらにつきましては、基本的に人事評価制度自体が動いてございますし、給料それから給  
料の関係なり、そういうところでは実施しておりますが、規定といたしまして、勤務実績がよ  
くない状態が改善されない場合には降格することもあるという規定を追加するというところ  
でございます。この規定につきましては、本町ではこの規定をしてございませんでしたので、そ  
ういうこともあるという旨で規定をするべきであるというような指導を受けたところござい  
ます。

そのような関係で、降格に係る人事評価制度の規定がなかった部分を今回併せて追加させ  
ていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 県からの指導で、今までできていなかった分を追加したということで、よ  
く分かりました。

そして、その人事評価制度、今実施されている状況、どういうふうな状況でされているか、簡単にちょっと御説明いただきたいのと、それとこういう降格、降号がある場合に、救済措置といえますか、不服がある場合に、職員はどこへ言えばいいのかどうか、それだけちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 現在の人事評価制度でございます。人事評価制度につきましては、現堀町長が就任後、早速きちとした形で始めてございます。

まず、年度当初に上司の管理職と職員が面接するところから始まりまして、その中で各職員が仕事に関する目標設定を設定いたします。その中で一年間通して実施していくわけですが、中期といたしまして10月にはその状況、どのような形でできているかというところを評価いたします。そちらにつきましても上司との面談等を含めて評価する形となっております。その後、最終2月におきまして、最終的にその年の勤務実績がどうであったかというところを、まず職員自身が自分自身でどう考えているかというところを記載して、そちらにつきましても上司と面談の上でどこができた、できてないというようなところを判断しているところでございます。最終的には、その勤務実績によって期末勤勉手当の上乗せがある、もしくは逆に減じる部分があるというような形になってございます。また、ひいては給料の昇給部分についても上げ幅の増減があるものとなっております。現状といたしましては、そのような形で動いているところでございます。

失礼いたしました。あと、職員のその評価に対する不満不平等というようなところでございます。不満があれば当然総務課のほうが窓口になってございます。そちらに一応申し立てるような形になってございます。それでも、納得いかないというような形になれば、県のほうに申立てできるような仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 答弁は結構なんですけれども、職員に係ることですので、適正な執行のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） ちょっと1点だけ、その議案第68号から議案第71号の中で。

60歳で役職定年であっても、町長が必要と認めたら特例があつて、役職に就いても構わんということですよ、これ。そんなときは、例えば給料は7割じゃなしに、どういうふうになっていくのかなあと思って、ちょっとその辺の疑問が浮かんだんで、お願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 60歳を超えても、なおかつ管理職にとどまる場合の特例というところの御質問でございます。こちらにつきましてはあくまで例えば継続的に大きな事業を進めている場合とか、どうしてもその専門的な知識が必要という場合に特別に認めるようなケー

スというようなところで想定してございます。ですので、あまりケースとしては少ないというふうには認識してございますが、給料につきましてはそのままの給料という形になるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時32分 休憩

10時41分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第72号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第72号について御説明申し上げます。

〔議案第72号朗読〕

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

まず、改正概要についてでございます。

2点ございます。

1つは、令和4年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、本町職員の給料表及び勤勉手当の支給割合の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。人事院勧告の内容につきましては、月例給の官民格差921円、0.23%を埋めるために初任給と若年層職員の給料表において平均0.3%の引上げ改定、期末手当については民間の支給状況を反映して支給月数を0.1月分引き上げることとし、月例給、一時金ともに3年ぶりの引上げとなつてござい

ます。

2つ目といたしまして、会計年度任用職員の期末手当の支給率の変更でございます。令和2年度からの制度導入に当たり、経過措置として当分の間、据え置いていた支給率を国基準に準じて引き上げるものでございます。

改正内容でございます。四角の枠内を御覧願います。

第1条では、令和4年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の勤勉手当について年間支給月数を12月期分でまとめて0.10月分の引上げを行い、100分の105に改めるものでございます。再任用職員の勤勉手当についても、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、100分の50に改めるものでございます。これらの適用日は、令和4年12月1日とし、令和4年12月期の期末勤勉手当から支給いたします。また、一般職の職員の給料表について、若年層職員が在職する号俸等について、給料表の平均0.3%の引上げ改定を行うものでございます。

続きまして、第2条関係でございます。第1条で改めました一般職の職員の0.10月分の引上げ分を、令和5年度以降について6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう分割して0.05月分の引上げを行い、100分の100に改めるものでございます。年間支給率に変更はなく、年2回の支給率を同じにするものでございます。また、再任用職員の勤勉手当についても同様に年2回の支給率を同じにするものでございます。

第3条でございます。特定任期付職員の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、100分の167.5に改めるものでございます。また、特定任期付職員の給料表についても改定するものでございます。

第4条でございます。前条で改定した特定任期付職員の期末手当について、令和5年度以降について6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように分割して0.025月分の引上げを行い、100分の165.0に改めるものでございます。

第5条でございます。会計年度任用職員の期末手当について、令和5年度以降について0.2月分の引上げを行い、100分の120に改めるものでございます。令和2年度からの制度の導入に当たり、経過措置として当分の間として据え置いていた支給率を国基準に準じて引き上げるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） すいません、確認なんですけどね。この若年層って言われている、この若い年齢の方の職員のお給料を見直すってことですよ。これ何歳ぐらいから下の者が上がるのか、大体何歳って分かりやすく、分かったら教えてください。

ほんでもう一つ、この会計年度任用職員の期末手当なんですけど、会計年度職員っていうのは、全て期末手当っていうのは支給されているんですか。確認です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

若年層職員というところでの具体的な年齢ということでございます。

そちらにつきましては、本町におきます今回の改定の平均年齢につきましては30.5歳という形になってございます、一般会計におきましては30.4歳、あと特別会計を含めた病院を除きます会計におきましては30.5歳の方が対象となつてございます。年齢で申しますと一般会計で一番最高年齢の者につきましては43歳の者が1名対象となつてございます。

あと会計年度任用職員についてでございます。こちらも今回、据え置いていた期末手当の支給割合を0.2月分引き上げさせていただくこととなりました。こちらの対象職員というところでございますが、任期が6か月以上の会計年度任用職員に対して1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上の職員についてというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 平均30歳以下、43歳の方が1名おるといふことなんやけど、若年層って、30歳以下って、これから30歳やったら、まだ40歳ぐらいの子供が高校生から大学に係るような職員の者も非常に厳しいと思うんだけど、こころまで見たつてもええんちゃうんかなという気がするんですけどね。30歳以下の若い子でも少しでも上げてあげたらと思います。

そして、この会計年度の職員なんですけど、この今説明であつたら分かりにくかつたんですけど、全員、ほんなら期末手当の支給をされてない職員もおられるということですか。

それはそしたら、うちでされている職員が何名、大体されてない、期末手当の支払われてない職員が何名つて、大体分かりますか。大体で結構ですけどね。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

期末手当の支給対象とならない会計年度任用職員ということでございます。

先ほど申しましたとおり、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以下の者には支給できませんので、勤務実績が15.5時間以下の会計年度任用職員はそれほど多くないかと思いますが、申し訳ございません、今何名ということ把握してございません。

以上でございます。

〔7番引地稔治君「少ないと」と呼ぶ〕

恐らく少ないと思います。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） そしたら、分かりました。

ほんで、この改正によつて人件費っていうのは町全体でどれぐらい上がるもんか、必要なもんか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 今回の改定に伴います人件費についてでございます。

病院事業会計を除いた会計全体では、先ほど申しましたとおり平均年齢30.5歳、給与改定率

が0.37%となっておりまして、1人当たり月額1,104円、合計で273万円の増額でございます。勤勉手当で0.1月分の増額でございますので、こちら1人当たり平均で3万6,362円となります。合計で752万7,000円の増額でございます。合わせて共済負担金で144万3,000円の合計1,095万3,000円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第73号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第73号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課副課長寺地君。

○税務課副課長（寺地規喜君） 議案第73号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第73号朗読〕

改正の資料といたしまして関係資料をお配りさせていただいております。説明は関係資料でさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回の税条例の改正につきましては、第1条で那智勝浦町税条例の改正を、後に記載しております第2条で那智勝浦町税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第34号）の一部の改正となっております。いずれも地方税法の改正に合わせて、那智勝浦町税条例を改正するものでございます。

それでは、関係資料1ページをお願いいたします。

枠で囲っておりますところに改正概要を記載しておりますので、枠内をお願いいたします。  
まず、第1条による改正でございます。

第18条の4につきましては、納税証明書の交付手数料を定めるもので、納税証明書の交付について住所が明らかにされることにより、生命もしくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に該当する者に、当該住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないとすることに対応するものでございます。

次に、第33条第4項につきましては、所得割の課税標準を定めるもので、法改正に伴いまして当該所得の課税方式を確定申告と一致させるよう改正するものでございます。

次に、第33条第6項は、所得割の課税標準を定めるもので、法改正に伴いまして当該所得の課税方式を確定申告と一致させるよう改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を定めたもので、法改正に伴いまして総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うということに対応するものでございます。

36条の2につきましては、町民税の申告を定めたもので、法改正に伴いまして、第1項は公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備を行うもの、第2項につきましては項ずれの整備を行うものでございます。

第36条の3につきましては、町民税の申告を定めたもので、法改正に伴いまして字句の整備を行うものでございます。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告を定めたもので、法改正に伴いまして退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を記載事項に追加することに対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を定めたもので、法改正に伴いまして退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び16歳以上の扶養親族を有する者に提出義務を追加し、また特定配偶者の氏名を記載事項に追加することに対応するものでございます。

次に、第73条の2につきましては、固定資産税課税台帳の閲覧の手数を定めたもので、法改正に伴いまして住所が明らかにされることにより生命もしくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に該当する者に、当該住所に代わる事項を記載したものをそれぞれ閲覧または交付しなければならないとすることに対応するものでございます。

第73条の3につきましても、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料を定めたもので、法改正に伴いまして住所が明らかにされることにより生命もしくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に該当する者に、当該住所に代わる事項を記載したものをそれぞれ閲覧または交付しなければならないとすることに対応するものでございます。

次に、附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除を定めたもので、

法改正に伴いまして適用年限を4年延長、控除期間を5年延長するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例を定めたもので、上場株式等の配当等に係る所得につきまして、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するよう改正するものでございます。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を定めたもので、法改正に伴う引用条項の削除に伴う規定の整備を行うものでございます。

附則第20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を定めたもので、法改正に伴いまして地方税法第317条の3第1項に規定する確定申告書に適用を受けようとする旨の記載があるときに限りこれを適用するよう改正するものでございます。

附則第20条の3第4項につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を定めたもので、法改正に伴いまして地方税法第317条の3第1項に規定する確定申告書に適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用するよう改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第20条の3第6項は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を定めたもので、法改正に伴いまして地方税法第317条の3第1項に規定する確定申告書に適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用するよう改正するものでございます。

附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を定めた項目で、法改正に伴いまして字句の削除を行うものでございます。

附則第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を定めたもので、法改正に伴いまして削除を行うものでございます。

続きまして第2条による改正でございます。

36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を定めたもので、法改正に伴いまして規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条から第4条には経過措置を記載してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第74号 令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第74号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事・総務課長（塩崎圭祐君） 議案第74号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,239万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,549万6,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額105億7,310万5,000円に補正額で4,239万1,000円を追加し、計で106億1,549万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から、5ページをお願いいたします、款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、公共事業等から臨時財政対策債まで、補正前の限度額計14億9,839万8,000円から1,449万7,000円を減額し、補正後の限度額を14億8,390万1,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ4,239万1,000円の増額をお願いしてございます。

8ページ、歳出の補正額の財源内訳でございしますが、国県支出金167万7,000円の減額、地方債1,780万円の増額、その他5,000万円の増額で、一般財源は2,373万2,000円の減額となっております。

9ページをお願いいたします。

2、歳入でございします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は856万5,000円の増額で、計で34億5,483万7,000円とするものでございします。

11ページをお願いいたします。

下段の款22町債、項1町債、目5土木債で、説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございします。

目8臨時財政対策債につきましては、額の確定により3,229万7,000円の減額補正をお願いしてございします。

12ページをお願いいたします。

3、歳出でございします。

まず、人件費の関係についての補正について御説明申し上げます。

このページ、款1議会費の目1議会費から、30ページの款9教育費の目1社会教育総務費までの各科目の節2給料、節3職員手当等、節4共済費について、それぞれ補正をお願いしてございします。これは、4月1日付人事異動などによる調整と、人事院勧告による4月分からの差額支給に伴う増額となっております。

令和4年度の人事院勧告は、先ほど議案第72号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で御説明させていただきましたとおり、若年層職員の給料表において平均0.3%の引上げ改定、期末勤勉手当においては、民間の支給状況を反映して年間の支給月数を0.1月分引き上げたところでございします。これを本町の職員構成、給料表に当てはめて計算いたしますと、先ほども申し上げたところではございしますが、一般会計では平均年齢30.4歳、給与改定率0.39%、1人当たりの平均月額1,147円の増額で、合計257万円の増額、勤勉手当で0.1月分の増額ほか、給料改定に付随する手当等も含め、1人当たり平均3万6,257円で、合計678万円の増額、共済費負担金で129万7,000円の増額、合計1,064万7,000円の増額となります。

人事異動等によるものにつきましては、退職や休職等による減額などで、一般会計では給料では2,462万4,000円の減額、職員手当で2,252万8,000円の減額、共済組合負担金で546万円の減額となっております。

なお、この後の各科目における人事異動及び人事院勧告に伴う人件費につきましては、説明を省略させていただきたくお願い申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、中段の目3財産管理費、節10需用費、補正額で320万円をお

願いしてございます。説明欄記載の光熱水費230万円につきましては、本庁舎等の施設に係る電気料金の高騰などにより予算に不足が生じたことから補正をお願いするものでございます。修繕料につきましては、本庁舎2階男子トイレに係る便器破損等に伴う改修費用をお願いしてございます。

28ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、下の段でございます、目5災害対策費、節10需用費、補正額で48万円をお願いしてございます。こちらにつきましても電気料金の高騰により防災行政無線関連ほか、施設に係る予算に不足が生じたことから補正をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。

このページから39ページにわたり、補正予算給与費明細書をつけさせていただいてございます。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課副課長寺地君。

○税務課副課長（寺地規喜君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、節22償還金、利子及び割引料150万円は、過誤納金還付金で、法人住民税の還付金が当初見込額より増加したため、増額をお願いするものでございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節3職員手当等の3行目、超勤手当の65万4,000円の補正につきましては、職員3名に係るものでございます。マイナンバーカード関連手続業務が過大となったため、通常業務をこなす時間や休日開庁などで超勤手当が不足となったため、3月末までの見込み分を含めてお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の178万円の減額につきましては、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計への繰出金で、人事異動等の人件費に係る補正でございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲紀彦君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金87万円は、歳出予算、障害者福祉費の移動支援事業及び日中一時支援事業の増額分に係る2分の1の補助金でございます。

目3衛生費国庫補助金、節5出産・子育て応援事業交付金303万3,000円は、歳出予算、母子対策費の出産・子育て応援交付金の補正分に係る3分の2の補助金でございます。

10ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節5地域生活支援事業費補助金43万5,000円は、国庫補助金と同様の県の負担分で、4分の1の補助金でございます。節10第二子以降に係る保育料助成事業費補助金1万7,000円は、歳出予算、児童措置費の認可外保育施設利用者負担金の補正分に係る2分の1の補助金でございます。

目3衛生費補助金、節6出産・子育て応援事業交付金75万8,000円は、国庫補助金と同様の県の負担金で6分の1の補助金でございます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節27繰出金622万9,000円は、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費分の介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。

目7障害者福祉費、節12委託料でございます。説明欄記載の移動支援事業委託77万8,000円は、障害者手帳をお持ちの方を対象に買物や余暇活動に同行するサービスで、利用者の増加に伴い補正をお願いするものでございます。次の日中一時支援事業委託96万3,000円は、デイサービスにより一時的な見守りや機能訓練等のサービスを提供するもので、こちらも利用者の増加に伴い補正をお願いするものでございます。

18ページをお願いします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節18負担金、補助及び交付金でございます。説明欄記載の認可外保育施設利用者負担金3万5,000円は、認可外保育所を利用された方1名の保育料に係る負担金でございます。この1名分は、第3子に当たり保育料減免となるため、利用者の方に交付するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7母子対策費、補正額455万円は、出産・子育て応援交付金事業でございます。国の総合経済対策に基づき実施する事業で、妊産婦とその子供を経済的に支援するもので、妊娠時に5万円、出産時に5万円、合計10万円を給付するものでございます。具体的には、本年度中に出産された方に合わせて10万円を、そしてまたそれ以外で3月末までに妊娠届を出された出産に至っていない妊婦さんに5万円を給付いたします。なお、財源ですけれども、国3分の2、県6分の1、町6分の1となっております。節3職員手当2万1,000円から節11役務費2万3,000円は、今回の給付金事業に係る事務費でございます。節18負担金、補助及び交付金450万円は、説明欄記載の出産・子育て応援交付金で、内訳としましては、出産された方に10万円を35名分、妊娠届を出された妊婦さんに5万円を20名分、合計55名

分の予算をお願いしてございます。

福祉課の関係は以上でございまして。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございまして。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節5中山間地域等直接支払事業費補助金、補正額71万3,000円の増額につきましては、中山間地域における農業生産条件を補うための補助金で、事業費の4分の3を受け入れるものでございまして。節15情報収集等業務効率化支援事業交付金、補正額6万2,000円につきましては、農業委員会業務を効率的に収集管理、関係機関との共有化を図るためタブレット導入による交付金で、事業費の10分の10を受け入れるものでございまして。

21ページをお願いいたします。

歳出でございまして。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節17備品購入費、補正額6万2,000円につきましては、農業委員会業務の効率化を図るため、タブレット2台の購入費用でございまして。

目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載、中山間地域等直接支払事業補助金、補正額95万1,000円の増額につきましては、色川地区の棚田において令和4年度より超急傾斜地棚田加算が新設されたことから補正をお願いするものでございまして。

目5那智駅交流センター管理費、節10需用費、補正額248万円につきましては、エネルギーの価格高騰により燃料費と水道光熱費の増額と、修繕料で農産物直売所の自動ドア装置、エアコン室外機等の修繕費の補正をお願いするものでございまして。

22ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節18負担金、補助及び交付金80万円の増額につきましては、紀州材を使用した木造住宅に対する補助金で、1棟当たり限度額が40万円となっております。当初予算で10件分の予算措置を行っておりましたが、今年度申込件数が12件となりましたので、2軒分80万円の補正をお願いするものでございまして。

以上が農林水産課の関係でございまして。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳入です。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節区分2まちづくり応援基金寄附金、補正額5,000万円につきましては、現在のふるさと納税の寄附状況を勘案いたしまして5,000万円増額させていただくものでございまして。

次に、13ページのほうをお開き願います。

こちら歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費で3,000万円の補正をお願いしております。節10需用費、補正額1,528万7,000円につきましては、ふるさと納税の寄附の増額に係る返礼品でございます。寄附額の30%を見込んでございます。次に、節11役務費、補正額1,471万3,000円につきましては、備考欄記載の通信運搬費671万円につきましては、寄附増額に係る返礼品の送料、それから受領証明書等の発送費用でございます。次の手数料800万3,000円につきましては、ふるさと納税サイトの利用料、それからクレジットカード、電子マネー等の決済手数料、それから中間管理事業者に係る取扱手数料などでございまして、こちらも寄附増額に伴い必要な予算を計上してございます。

次に、31ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金、補正額400万円、こちらと目6まちづくり応援基金費、節24積立金、補正額1,600万円につきましては、ふるさと納税寄附額の増額に伴いまして、それぞれの基金への積立金の増額でございます。事業費見込みを除きました残額を積み立てるものとしております。

観光企画課関係では以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

9ページ、下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3道路メンテナンス事業費補助金809万1,000円の減額は、前年度に申請した額に対しまして国の交付額減少によるものでございます。なお、説明欄記載、木戸浦4号橋撤去事業2,841万円の減額につきましては、昨年度予算編成時、JRから提示されました事業費を基に国庫補助金額を計上させていただきましたが、今年度契約後、JRが工程及び施工方法を精査した結果、夜間工事が半減したことで、大型トラッククレーンで跨線橋本体を撤去する際に必要と思われていました大型架設構造物が不要となったことで、補助対象工事費が大幅に減少したためでございます。そして、説明欄記載、紀伊勝浦駅構内連絡橋及び高野第二隧道修繕工事につきましては、平成30年度に点検を行いましたところ、次回点検の令和5年度までに修繕等の早期措置を講ずべき状態の3判定となっておりまして、和歌山県の担当課と協議の結果、木戸浦4号橋撤去工事減額で出ました道路メンテナンス事業費補助金の残額を流用することが認められましたので、今回追加事業として補正をお願いさせていただいております。

25ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節1報酬91万6,000円増額の主な理由は、大谷地区残土処理場作業員2名の勤務日数増加によるものでございます。

続きまして、目2、大谷地区残土処理場整備事業費、節12委託料178万円は、説明欄記載業務の追加委託に伴う増額をお願いするものでございます。

26ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額1,393万4,000円の増額をお願いするものでございます。内訳としまして、節12委託料50万円は、10月9日の集中豪雨で冠水しました築地地区の大型暗渠排水路につながる暗渠支線などに土砂堆積や破損等がないか、スコープ調査を行う委託費用でございます。節14工事請負費1,343万4,000円は、説明欄記載、町道の小規模な側溝修繕や舗装等の路面補修及び土砂撤去等の費用と、小匠集落から直柱地区へ向かう林道小匠小森川線と重複する町道小匠田垣内線に1940年、昭和15年に造られました延長約50メートル、幅4メートル、高さ4メートルの素掘りトンネル高野第二隧道がございしますが、平成30年度に点検を行いましたところ、トンネル内部全体にわたり、岩盤面にひび割れや開口亀裂が見受けられ、またそこから漏水が発生していることから、このまま放置し続けますと岩盤崩落の危険が高まり、直柱地区への生活道でもありますので、路面以外のトンネル内部の岩盤に和歌山県で採用されています繊維材を混入した特殊なモルタル吹きつけによる修繕工事755平方メートル分でございます。

目3橋梁維持費、節14工事請負費2,293万円の減額は、説明欄記載、木戸浦4号橋撤去工事費4,739万円の減額と、新たに紀伊勝浦駅構内の連絡橋修繕工事追加によるものでございます。今年度頂いた予算で行っています紀伊勝浦駅構内連絡橋の修繕工事設計業務で作成される工事内容を基に、鉄道の運転保安上、JRで施工する必要のある工事箇所以外の町指名業者でも施工可能な部分の一部を修繕する工事費として2,446万円お願いさせていただいております。

続きまして、下段の項3河川費、目2河川改良費、節18負担金、補助及び交付金1,469万7,000円の増額につきましては、26ページ、27ページ、説明欄記載、今年度急傾斜地の土砂対策事業としまして和歌山県が実施しております計6件分の地元県事業負担金でございます。

27ページ下段をお願いいたします。

項5都市計画費、目2下水道事業費、節27繰出金、補正額3,000円の増額は、下水道事業費特別会計予算の変更に係るものでございます。

30ページ下段をお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額300万円の増額は、10月9日の集中豪雨で発生しました小規模な災害現場の工事費用をお願いするものでございます。10月9日の集中豪雨で発生しました浦神地内、田無川支流4か所と浜ノ宮地内、浜田川3か所の災害現場の工事費用をお願いさせていただいております。

なお、参考資料としまして配付させていただいております議案第74号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）建設課関係資料1枚目、A4サイズ縦の地図に町単独土木施設災害復旧工事箇所と高野第二隧道及び紀伊勝浦駅構内連絡橋の位置を記載しております。また、資料の2枚目には高野第二隧道の現況写真、そして資料3枚目には紀伊勝浦駅構内連絡橋の腐

食等状況写真をそれぞれ添付させていただいております。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金、節2消防団設備整備費補助金につきましては、今年度から消防団員の新基準活動服が補助対象となったことから、今年度の整備費の3分の1を受け入れるものでございます。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節3職員手当等、説明欄1行目、超勤手当につきましては、職員や家族のコロナウイルス感染等による特別休暇に係る欠員補充、救急件数増加や活動時間の延長による超過勤務の増加、また救急2次、3次出動による補充勤務の増加により、246万8,000円の増額をお願いするものでございます。次に7行目、防災航空隊手当36万円につきましては、今年度から派遣してございます職員への手当で、本来なら当初予算に計上すべきでしたが、失念したことにより今回補正予算で計上させていただきました。今後、このようなことがないよう、予算計上時には十分精査してまいります。次に、下から2行目、救急出動手当につきましては、救急出動件数の増加により、2万7,000円の増額をお願いするものでございます。次に、一番下の行、防疫等作業手当につきましては、当初見込みに対して新型コロナウイルス感染症第7波時に多くの感染者を搬送したことにより、12万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2非常備消防費につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました補助金を受け入れることによる財源内訳の変更でございます。

消防関係の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 1点お願いします。

26ページの道路維持費のところ、委託料の暗渠調査業務委託のところの50万円なのですが、先ほど課長から説明があった築地地区の冠水の対策なのですが、この50万円という額は小さな額なのですが、以前、築地の別の地区でやはり同じような調査を行って、その結果、大型の排水路、これは県がやった工事なんですけど、そういう工事を行って地域の排水が改善されたという前例があります。今回の調査も既存の今ある暗渠を改良するというだけじゃなくて、それプラス、さらに新たに仮にそれだけじゃなくて、新設でどこかまた暗渠なり水路を抜いたらもっとよくなるだとか、そういうことも視野に入れた調査というような形でやっていただきたいなあと思いますが、そのような用意はあるのでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 今回の調査につきましては、近年集中豪雨で冠水したエリアで暗渠管や掃除ができていない側溝などに土砂がたまっているところが多く見受けられますので、築地地区の紀伊勝浦駅前から北浜方向のエリアにおきまして、NTTからバスターミナルに向かって勝浦港に抜ける大型暗渠排水路につながる暗渠支線などに土砂堆積や破損等がないかを、まずはスコープ調査を行わせていただきまして、土砂や破損などがあれば、閉塞箇所を取り除いて排水能力を高めるようにさせていただきたいとは思っております。

なお、調査の結果、特段問題がないようであれば、前回冠水したエリアの路面水は同じ区間に集中しないよう、側溝間にバイパスを設けることや、あるいは勾配の修正等によりまして路面排水を分散できるよう既存の側溝修繕等を行い、少しでも浸水を低くする、あるいは排水時間が早くなるような対策は考えていきたいとは思っております。よろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第75号 令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第75号令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第75号について御説明いたします。

議案第75号令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ24億3,089万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款6繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額24億3,267万2,000円から補正額178万円を減額し、計24億3,089万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と5ページの歳出合計は同額でございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、全額一般財源となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3その他一般会計繰入金の178万円の減額につきましては、人事院勧告及び人事異動による人件費に対する一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までにつきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額でございます。

8ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第76号 令和4年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第76号令和4年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第76号令和4年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,825万3,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございませう。

款4繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額4,825万円に補正額3,000円を追加し、計4,825万3,000円とするものでございませう。

3ページをお願いします。

歳出でございませう。

款1総務費の補正で、歳出合計4,825万3,000円は歳入合計と同額でございませう。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございませう。

1、総括としまして、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計におきまして、それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出同額の4,825万3,000円とするものでございませう。

6ページをお願いします。

2、歳入でございませう。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額3,000円の増額補正をお願いし、計4,544万3,000円とするものでございませう。

7ページをお願いします。

3、歳出でございませう。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございませう。

8ページ及び9ページは、補正予算給与費明細書となっております。

以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第77号 令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第77号令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 議案第77号について御説明申し上げます。

議案第77号令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ622万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,516万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7繰入金、補正前の額21億1,894万円に補正額622万9,000円を増額し、計21億2,516万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款5諸支出金の歳出合計は、補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括は、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計ともに同額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は一般財源でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節5その他一般会計繰入金622万9,000円は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増額分でございます。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の556万3,000円の増額、次の項3認定調査費、目1認定調査費の58万3,000円の増額と、8ページをお願いいたします、款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業・任意事業費、目1地域包括支援センター運営費の8万3,000円の増額は、職員の人事院勧告に伴う人件費の増額及び会計年度任用職員の退職や採用等の異動に伴う人件費の増額分でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金7万円の減額は、次のページの国庫支出金返納金の財源といたしたく、減額するものでございます。

9ページをお願いします。

款5諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、節22償還金、利子及び割引料、補正額7万円は、コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する令和2年度調整交付金の額の確定に伴う国への返納金でございます。

10ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第78号 令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第78号令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2

号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長(村上 茂君) 議案第78号令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして御説明させていただきます。

第1条、令和4年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億630万7,000円に補正予定額900万3,000円を増額し、計5億1,531万円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億5,113万5,000円に補正予定額900万3,000円を増額し、計4億6,013万8,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額6,350万6,000円に補正予定額900万3,000円を増額し、7,250万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、補正予定額900万3,000円におきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。

3ページから6ページにつきましては、補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(荒尾典男君) 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒尾典男君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒尾典男君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒尾典男君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第79号 令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第79号令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第79号令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(2)年間患者数、既決予定量7万4,799人に、補正予定量4,035人を追加し、計7万8,834人、その内訳は、入院が1,911人、外来が2,124人、それぞれ増加するものです。

続いて、(3)1日平均患者数は、既決予定量259.9人に補正予定量13.3人を追加し、計273.2人、その内訳は、入院が5.2人、外来が8.1人、それぞれ増加するものです。

第3条、令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額25億4,940万6,000円に補正予定額3,397万2,000円を追加し、計25億8,337万8,000円。その内訳ですが、第1項医業収益、既決予定額18億2,054万9,000円に補正予定額1億2,839万2,000円を追加し、計19億4,894万1,000円、第2項医業外収益、既決予定額7億2,768万7,000円から補正予定額9,442万円を減額し、計6億3,326万7,000円とするものです。

支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額24億9,754万9,000円に補正予定額4,174万2,000円を追加し、計25億3,929万1,000円。内訳といたしまして、第1項医業費用、既決予定額24億1,602万6,000円に補正予定額3,597万1,000円を追加し、計24億5,199万7,000円、第2項医業外費用、既決予定額7,302万3,000円に補正予定額577万1,000円を追加し、計7,879万4,000円とするもの

です。

2ページをお願いします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、既決予定額13億9,176万5,000円から補正予定額2,381万4,000円を減額し、計13億6,795万1,000円とするものです。

第5条、予算第10条に定めた棚卸資産の購入限度額を1億2,452万1,000円に改める。

それでは、詳細の説明に入ります前に、新型コロナに係る病床確保事業補助金の取扱い及び今後予定しております新規事業について御説明申し上げます。

別添の関係資料を御覧ください。

すいません、失礼しました。

まず、上段の医業収益の増収及び医業外収益減収の要因を御覧ください。

以前よりお伝えしておりますとおり、当院は最大19床のコロナ病床を確保し、県の要請に応じ、入院患者を受け入れております。また、要請に即時に応じる必要があることから、確保病床への一般患者の受入れを制限し、その休業補償として病床確保事業補助金が交付されております。しかし、その補助金の見直しが10月に行われ、①コロナ病床の稼働率が50%を下回り、かつ②令和元年と比較し、令和4年の医業収益が1.2倍以上となる病院には10月以降補助金が交付されないこととなり、当院もその条件に当てはまる公算が大きいことが判明いたしました。

①のコロナ病床稼働率50%未満につきましては、県内の病院ではほとんどが該当します。②の医業外収益の伸びが1.2倍以上につきましては、現在の院長である中医師が令和2年に着任して以降、整形外科の手術件数や外来患者数が大きく伸びており、病院スタッフの頑張りもあり、医業収益が伸びているという状況で、コロナの補助金以外に収益増加の要素があり、令和元年と4年の比較では医業収益の伸びが1.2倍以上になる見込みのため、10月以降の病床確保事業補助金は交付されなくなります。対策としまして、県との協議の上、コロナ病床を2床に減らし、一般の入院患者を多く受け入れ、健全経営を図ることといたしました。今回の補正予算では、コロナ病床減少による補助金の減収と、それに伴う一般入院の増による入院収益の増収をお願いしております。

続いて、下段の訪問看護ステーションの開設についてを御覧ください。

当院の許可病床120床のうち14床が地域包括ケア病床ですが、このたびの診療報酬改定により、来年度以降もこの病床を存続させるためには、敷地内に訪問看護ステーションを設置することが義務づけられました。地域包括ケア病床は、高い稼働率の維持や平均在院日数の要件を満たすためのベッドコントロールを行う上で非常に重要な役割を果たしています。経営基盤の安定のため、地域包括ケア病床は今後も存続させる必要があり、そのため訪問看護ステーションを開設したいと考えております。今回の補正予算では、来年3月1日の開設を目指し、必要な予算をお願いしております。開設後は、地域の訪問看護ステーションと連携し、当院に所属する認定看護師による嚥下、褥瘡ケアや退院後の経過観察、遠方にお住まい等で民間

事業所では利益になりにくい地域のケアを行う予定であります。

資料の説明は以上でございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

3ページ、4ページは予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益、補正予定額7,579万円は、先ほど関係資料で御説明申し上げましたとおり、コロナ病床を減らすことに伴い一般患者の受入れが増えることが見込まれるため、増額補正を行うものです。説明欄には、病床区分ごとの延べ患者数、1日平均患者数、平均単価を記載しており、括弧内は補正前からの増減を表しています。コロナ病床を担っている一般急性期病床は補正前と比べ、1日当たり10.1人の増を見込んでいます。その他の病床については、見込みによりそれぞれ増減しております。

6ページをお願いいたします。

目2外来収益、補正予定額5,260万2,000円は、発熱外来での新型コロナ検査のための患者数が第7波のピークであった8月頃を中心に急増し、今後年末年始なども多いことが見込まれるため、増額補正を行うものです。補正前と比べ、延べ患者数で2,124人、平均単価で669円、それぞれ増える見込みであります。

続いて、項2医業外収益、目8補助金の補正予定額は9,444万2,000円の減額で、節1国庫補助金9,721万円の減額のうち、説明欄1行目の新型コロナウイルス感染症に係る病床確保事業補助金は、関係資料で御説明申し上げましたとおり、コロナ病床の減少により10月から来年3月までの延べ2,203床分、1億1,455万6,000円の空床確保料を減額するものです。続いて、看護職員等処遇改善事業補助金12万6,000円の減額は、額の確定による減額であります。また、その他記載の3件の新型コロナ関連補助金を受け入れる予定です。

続いて、目9訪問看護収益2万2,000円は、3月開設予定の訪問看護ステーションに係る収益ですが、病院と別事業所扱いとなるため、医業外収益に計上いたします。訪問看護で提供する医療サービス、介護サービスそれぞれの診療報酬及び自己負担金を受け入れますが、患者数等、未確定要素が多いため、最低限の予算額としております。

続いて、7ページ、支出の部。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額は2,525万3,000円の減額で、人事院勧告に伴う本俸、期末手当の増額及び4月以降の人事異動などによる金額の調整で、節1報酬から9ページの節14法定福利費まで、それぞれ記載のと通りの補正をお願いしております。

9ページ中段をお願いいたします。

目2経費、補正予定額1,236万6,000円、このうち節7光熱水費1,288万円、節8燃料費49万

4,000円は、原油高に伴う電力料金等の値上げにより補正をお願いするものです。

続いて、目4材料費、節1薬品費1,102万1,000円は、入院患者への抗生剤等の薬品投与量が増加したことに伴うものです。また、節2診療材料費3,783万7,000円は、入院、外来ともにPCR検査件数が非常に増えており、今後も同様に推移することが予想されるため、増額をお願いするものです。

10ページをお願いいたします。

項2医業外費用、目5訪問看護費577万1,000円は、先ほどより度々申し上げております訪問看護ステーションに係る費用で、収益と同じく病院本体分と切り分けるため、医業外費用に計上しています。その内訳ですが、管理者となる正職員1名及び会計年度任用職員2名の計3名分の人件費1か月分143万9,000円、また事業費、開設のために必要な医療機器、事務用品等の整備費用393万2,000円、開設後の材料費1か月分40万円をそれぞれお願いしております。

11ページから16ページまでは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 1点だけ。院内に訪問看護ステーションを置くということを聞きました。

人数は何名ぐらいかなと思えば、今3名っていうふうに聞きましたので、院内のどこの場所に置く予定で進んでおりますでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

訪問看護ステーションの事務所の場所になりますが、もともと新病院建設時から計画はございましたので、スペースは取っております。事務所の奥というか、地域医療連携室の奥になるんですが、そちらのスペースが空いておりますので、そちらに設置する予定となっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第79号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

○議長（荒尾典男君） 日程第17、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第3号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき、法務大臣の委嘱によるものですが、同法第6条第3項において、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定してございます。

現在、本町における人権擁護委員は6名の委員構成で御活躍いただいております。今回、委員でいらっしゃいます久保美恵子氏が令和5年6月30日をもって退任することから、後任といたしまして東条雅之氏を推薦いたしたく、お諮りするものでございます。

東条氏は、色川地区に移住され、人や自然と共生する暮らしや地域づくりのため、区の役員や消防団、色川地域振興推進委員など、様々な会で活躍されています。そしてまた、海外でのNGO活動を体験され、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の課題に関わった経験がございました。今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として推薦いたしたく、お諮りするものでございます。

なお、今回、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は令和5年7月1日から3か年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第3号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 請願、陳情の委員会付託について

○議長（荒尾典男君） 日程第18、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から請願書を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） お手元にお配りしております令和4年第4回定例会請願文書表を御覧ください。

〔請願書朗読〕

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） お諮りします。

請願受理番号令和4年1については、総務経済常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は総務経済常任委員会に付託することと決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時27分 散会